

事前質問一覧

6審査-2 令和6年度瑞穂町地域密着型介護サービス事業所等物価高騰緊急対策補助金

- ・地域密着型介護サービスとは具体的にどのようなサービスですか。
また、補助の対象となる事業所名と所在地教えてください。
- ・補助対象事業の①及び②について、町内における事業所で、東京都の補助対象となる事業所は、それぞれ何か所あるのか教えてください。
- ・「今後要綱作成予定」との記述がありますが、いつ頃出来上がりますか。
また、出来上がりましたら、配付をお願いいたします。

6報告-2 瑞穂町農業振興等事業費補助金

- ・町内に農業法人はありますか、あれば法人名及び規模などの概要を教えてください。

6報告-3 令和6年度新たに住民税非課税となる世帯への支援金

- ・「補助割合10/10」とありますが、都からの補助金ですか。
- ・支援金の支給にあたっては、町からのプッシュ型で行っていますか。もしくは、申請が必要となりますか。
- ・支給対象世帯に関して、各世帯の家族構成（子どもの数や一人親世帯など）について町で把握をしていますか。

6報告-4 令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への支援金

- ・「補助割合10/10」とありますが、都からの補助金ですか。
- ・支援金の支給にあたっては、町からのプッシュ型で行っていますか。もしくは、申請が必要となりますか。
- ・支給対象世帯に関して、各世帯の家族構成（子どもの数や一人親世帯など）について町で把握をしていますか。

6報告-5 高校生等医療費助成事業の一部負担金の撤廃

- ・「制度改正後に予算の不足が生じた場合は、財政部局との協議の上、適正に対応します。」とありますが、不足した場合は、全て町が補填するというのでしょうか。

6報告-6 令和6年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金

- ・Aグループの事業所名及びどの事業所がBグループを実施しているか、教えてください。
- ・公立認可保育所及び幼稚園等については、町の一般財源を使用するという理解で良いでしょうか。

6報告-7 多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金

- ・本事業の対象となっている2歳以下の児童の預かりについて、現時点において町内の事業所では未実施であるという理解で良いでしょうか。
- ・本事業の対象となっている2歳以下の児童の預かりについて、現時点において町内の事業所では未実施であるという理解で良いでしょうか。
- ・保育所等では、一時預かり事業を実施していると思いますが、本事業と一時預かり事業の違いを教えてください。

6報告-9 新型コロナウイルス感染症定期予防接種助成事業

- ・現在、町で実施している予防接種に関する助成事業の他に、新たに助成を検討しているものはありますか。

事前質問回答一覧

6 審査-2 令和6年度瑞穂町地域密着型介護サービス事業所等物価高騰緊急対策補助金

質問 1

地域密着型介護サービスとは具体的にどのようなサービスですか。
また、補助の対象となる事業所名と所在地を教えてください。

【回答】

地域密着型介護サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスで、原則、利用者は事業所の所在地の住民に限定されます。ただし、所在地の市町村長の同意により他市町村の住民が利用することも可能です。

○対象事業所（令和6年10月1日現在） 6事業所

地域密着型通所介護（デイサービス）

- ①デイサービス 七福神 瑞穂町石畑1940-3
- ②デイサービス 葵 瑞穂町殿ヶ谷952
- ③二本木交差点 瑞穂町二本木684-4
- ④オアシス瑞穂 瑞穂町二本木918

地域密着型認知症対応型通所介護（デイサービス）

- ⑤フラワープラム 瑞穂町長岡長谷部83-1

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ⑥グループホーム杜の園ながおか 瑞穂町長岡下師岡372-4

質問 2

補助対象事業の①及び②について、町内における事業所で、東京都の補助対象となる事業所は、それぞれ何か所あるのか教えてください。

【回答】

今回補助を予定している、①地域密着型通所介護サービス（デイサービス）及び、②地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス（グループホーム）については、東京都の補助対象外事業です。

町内における東京都の補助対象となる事業所は43事業所等です。

【通所系】通所介護（5事業所）、通所リハビリテーション（3事業所）

短期入所生活介護（4事業所）、短期入所療養介護（3事業所）

【訪問系】訪問介護（6事業所）、訪問入浴介護（2事業所）、訪問看護（4事業所）

訪問リハビリテーション（2事業所）、居宅介護支援（7事業所）

【入所系】介護老人福祉施設（4施設）、介護老人保健施設（2施設）、介護医療院（1施設）

質問3

「今後要綱作成予定」との記述がありますが、いつ頃出来上がりますか。
また、出来上がりましたら配付をお願いいたします。

【回答】

12月末頃策定予定です。策定後、事務局を通じて配付いたします。

6報告-2 瑞穂町農業振興等事業費補助金

質問1

町内に農業法人はありますか、あれば法人名及び規模などの概要を教えてください。

【回答】

2020年農林業センサスにおいて、農業経営体数117のうち、法人経営体数は1経営体ございますが、法人名及び規模などは把握しておりません。

6報告-3 令和6年度新たに住民税非課税となる世帯への支援金

質問1

「補助割合10/10」とありますが、都からの補助金ですか。

【回答】

国からの補助金となります。
補助金の名称は「物価高騰対応重点地方創生臨時交付金」です。

質問2

支援金の支給にあたっては、町からのプッシュ型で行っていますか。もしくは、申請が必要となりますか。

【回答】

支給にあたっては、口座情報等の確認のため、申請が必要となります。
なお、町で把握している対象者につきましては、申請に関する送付を通知しています。

質問 3

支給対象世帯に関して、各世帯の家族構成（子どもの数や一人親世帯など）について町で把握をしていますか。

【回答】

本支援金には子育て世帯加算があるため、支給対象世帯における子どもの数は把握していますが、ひとり親世帯数などの家族構成に係る情報は把握していません。

6 報告-4 令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への支援金

質問 1

「補助割合10/10」とありますが、都からの補助金ですか。

【回答】

国からの補助金となります。
補助金の名称は「物価高騰対応重点地方創生臨時交付金」です。

質問 2

支援金の支給にあたっては、町からのプッシュ型で行っていますか。もしくは、申請が必要となりますか。

【回答】

支給にあたっては、口座情報等の確認のため、申請が必要となります。
なお、町で把握している対象者につきましては、申請に関する案内を通知しています。

質問 3

支給対象世帯に関して、各世帯の家族構成（子どもの数や一人親世帯など）について町で把握をしていますか。

【回答】

本支援金には子育て世帯加算があるため、支給対象世帯における子どもの数は把握していますが、ひとり親世帯数などの家族構成に係る情報は把握していません。

6 報告-5 高校生等医療費助成事業の一部負担金の撤廃

質問 1

「制度改正後に予算の不足が生じた場合は、財政部局との協議の上、適正に対応します。」とありますが、不足した場合は、全て町が補填するということでしょうか。

【回答】

総医療費（10割）のうち医療保険給付分（7割）を除く自己負担分（3割）のうち、一部負担金（200円）を除いた額については、東京都の補助対象となりますが、令和6年10月以降、撤廃した一部負担金（200円）については、町の単独費用で負担をすることになります。

予算に不足が生じた場合は、財政部局と協議の上、補正予算を計上することで予算を確保し、一部負担金（200円）については、上記のとおり町の単独費用で負担をすることになります。

6 報告-6 令和6年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金

質問 1

Aグループの事業所名及びどの事業所がBグループを実施しているか、教えてください。

【回答】

【Aグループの事業所名】

町立石畑保育園、町立むさしの保育園、私立東松原保育園、私立狭山保育園、私立長岡保育園、私立みずほひじり保育園、私立とのがや保育園、私立びよびよ保育園、私立南平保育園、私立瑞穂のぞみこども園、私立ゆめのもり保育園、私立如意輪幼稚園、私立福正寺松濤幼稚園

なお、全事業所においてBグループのうち一時預かり事業を実施しています。Bグループのうち定期利用保育事業、病児保育事業は実施事業所がありません。

質問 2

公立認可保育所及び幼稚園等については、町の一般財源を使用するという理解で良いでしょうか。

【回答】

現在は町の一般財源を使用する予定ですが、地方創生臨時交付金などで保育所や幼稚園の物価高騰に係る財政措置等が示されれば、活用を検討します。

6 報告-7 多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金

質問 1

本事業の対象となっている2歳以下の児童の預かりについて、現時点において町内の事業所では未実施であるという理解で良いでしょうか。

【回答】

現在町内保育所等では、一時預かり事業を実施しており、週3日以内かつ1回あたり8時間以内の保育時間で2歳以下の児童を預かっています。

質問 2

保育所等では、一時預かり事業を実施していると思いますが、本事業と一時預かり事業の違いを教えてください。

【回答】

「多様な他者との関わりの機会の創出事業」は保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない2歳以下の児童を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、「子どもの健やかな成長を図るもの」です。

一方、「一時預かり事業」は、保護者の育児疲れの解消、パートなどの短時間労働、急病、冠婚葬祭等、緊急または一時的に保育が必要となる児童を一時的に預かる事業で、「親やその家庭の負担の軽減に資する事業」で、それぞれの事業の目的が最も違う部分です。

6 報告-9 新型コロナウイルス感染症定期予防接種助成事業

質問 1

現在、町で実施している予防接種に関する助成事業の他に、新たに助成を検討しているものはありますか。

【回答】

男性へのHPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン任意予防接種に対する助成を、現在検討しています。（所管課：子ども家庭センター課）